

第1章 第3次南魚沼市スポーツ推進計画の基本的事項

1 計画の趣旨

本市では、平成24年度から南魚沼市スポーツ推進計画を策定し、スポーツによる豊かな生活の実現を目指して、地域におけるスポーツ施策を推進してきました。

この間に社会情勢や経済、市民のライフスタイルなどが変化し、より新しい課題や問題へ対応することが求められています。

そこで、市の最上位計画である「第2次南魚沼市総合計画 後期基本計画」との整合性に留意し、スポーツ基本法、第2次スポーツ基本計画や新潟県スポーツ推進プランを参考として、スポーツを取り巻く社会情勢と本市の実情に即した取組を進めていくため、令和4年度以降の計画として、第3次南魚沼市スポーツ推進計画を策定するものです。

次代を担う青少年が他者との協働と規律を学びつつ育成され、地域に深い絆が存在し、健康な長寿を享受できる社会、スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を目指します。

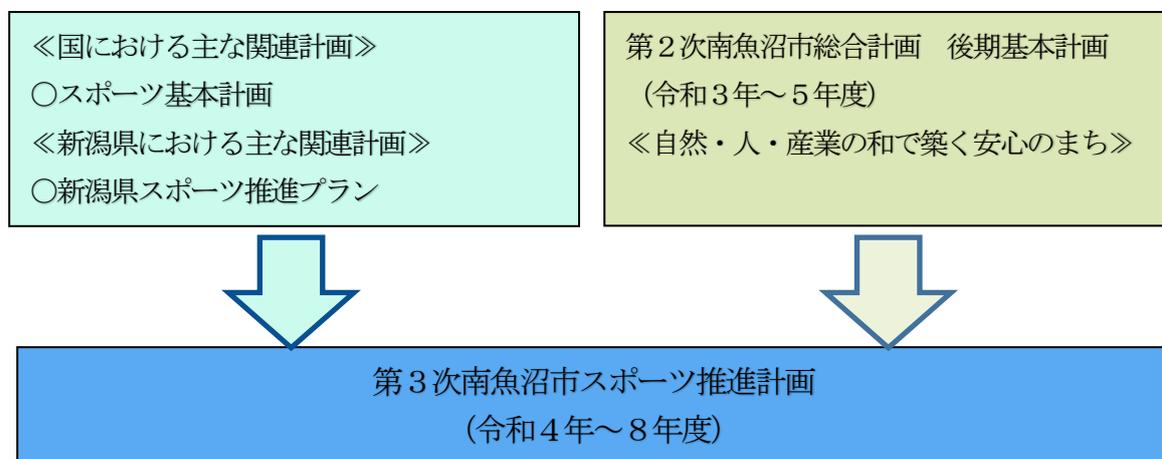
2 計画の位置づけ

上位計画である「第2次南魚沼市総合計画 後期基本計画」の具体的推進を図るスポーツ部門の計画として、また、スポーツ基本法第10条に定める地方スポーツ推進計画です。

3 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、新たに取り組むべき事項や社会情勢の変化などにより計画の見直しが必要な事項等が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

《国・県・市の各計画との関連体系》



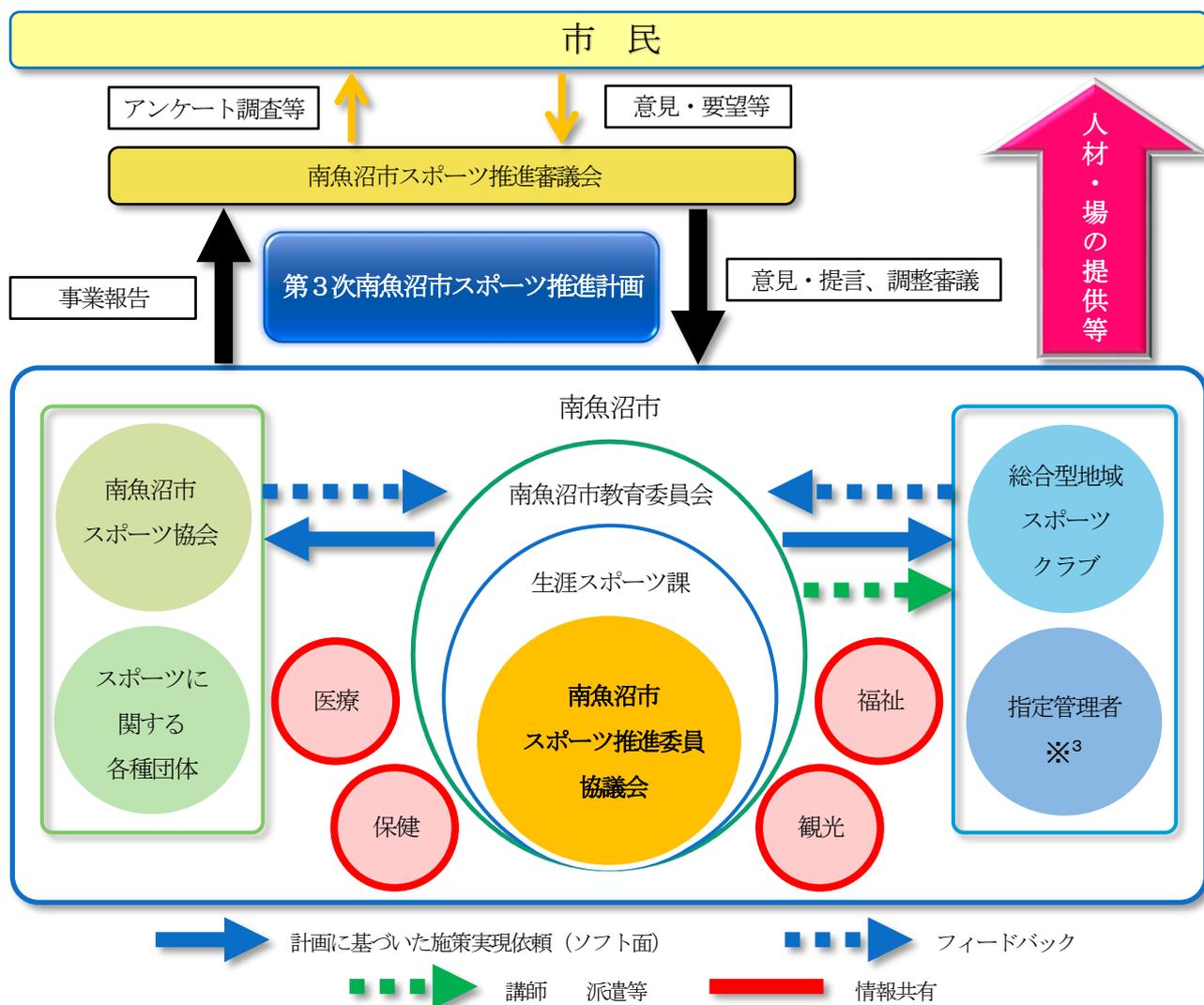
4 推進組織

本計画を推進するために、国、県及び各種スポーツ団体などの関係機関との連携を図りながら具体的な施策を定めます。また、南魚沼市スポーツ推進審議会において、評価及び進行管理を行います。さらに事業評価の確認やスポーツに関する市民のニーズ、現状を把握するため、計画期間の最終年度に市民アンケートを実施します。

また、イベントの開催方法の見直しなど、地域スポーツコミッション※¹やコンソーシアム※²を活用した取組に向けた体制整備を推進します。

※¹スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進していく組織の総称。地方公共団体やスポーツ団体などが一体として活動している常設の組織。

※²個人、企業、団体、政府から成る団体であり、共同で目的に沿った活動を行ったり、共通の目標に向かって資源を蓄える目的で結成される組織（協会）。



※³公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）を管理する民間等団体。文化スポーツ振興公社、ベースボール・マガジン社など。

5 スポーツの定義

本計画において「スポーツ」とは、競技スポーツなど一般的なスポーツに加え、ウォーキング、ラジオ体操や軽い体操、野外活動（ハイキング、登山、キャンプ、サイクリング、海水浴など）、スポーツとして行われるレクリエーション活動など、目的意識を持ったあらゆる身体活動を含むものとします。また、スポーツ観戦等の「みる」スポーツや、スポーツイベントのボランティア活動等の「ささえる」スポーツも含んでいます。

(参考) スポーツ基本法 平成 23 年 8 月施行 (前文一部抜粋)

- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。
- 全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。
- スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。
- スポーツは、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。
- スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。
- スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

6 基本理念

スポーツは体力の向上、健康の維持増進だけではなく、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、人とのつながりを生み出すなど、心の豊かさを育む文化です。市民一人ひとりが自ら健康づくりに関心を持ち、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しめる環境や次代を担う子ども達が夢や希望を抱けるような環境を整え、スポーツを通じて生涯にわたって心身ともに豊かな生活を実現するため、本計画は

「スポーツによる豊かな生活の実現」

を基本理念とします。

7 基本方針

基本理念実現のため、以下の5つの基本方針に基づいた取組を実施します。

(1) ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

生涯にわたって誰もがスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らし続けられるように、地域のスポーツクラブや主体的に活動する市民団体の育成・支援に努め、いつでも、身近な場所でスポーツを継続して楽しめるような環境を整備します。

(2) スポーツ環境の整備・充実・利用

誰もが行きたくなる施設をめざし、学校体育施設及び社会体育施設の整備を進め、利用促進を図ります。

(3) 子ども（幼保・小・中）のスポーツ機会の充実

生涯にわたって健康で豊かな生活を送れるよう、子どもの頃からスポーツに親しむことを習慣づけ、運動に苦手意識を持たせることなく、安全に配慮しながらスポーツの楽しさを広め、部活動の外部指導員の活用も視野に取り組みます。

(4) 競技スポーツの推進

子ども達に競技スポーツへの入口を示し、部活動の外部指導員の活用による指導者の資質向上とともにトップレベルの選手育成を推進します。

(5) 「ささえる」スポーツの推進（官民連携・地域間連携によるスポーツ推進体制の整備）

官民連携によるスポーツ推進体制を整備するとともに、地域を上げてスポーツを支援する体制を整備します。また、サイクルスポーツの振興など広域連携（地域間連携）によるスポーツ推進体制を整備します。



保育園 出張スラックライン体験

運動遊び・身体を動かすことの楽しさ
スラックラインの基本を学んで面白さを体感

心身ともにリフレッシュ
ボールを使ってエクササイズ



高齢者向け ボディメイキング教室

8 上位・関連計画等におけるまちづくりの方向性

本市が目指す将来像（第2次南魚沼市総合計画の概要）

項目	内容
計画期間	平成28年度～令和7年度
将来像	自然・人・産業の和で築く 安心のまち
将来像実現のための基本理念	(1) 郷土を愛し、一人ひとりがつくるまち (2) 人の和で支えあう安心のまち (3) 力強い産業が育ち、働く魅力がたくさんあるまち (4) 新しい課題に柔軟に対応する行政組織をもつまち
まちづくりの目標	【保健・医療・福祉】 地域ぐるみでつくる健康・福祉・子育てのまち 【教育・文化】 学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち 【環境共生】 豊かな自然を守り、そして共に生き、100年後に引き継いでいくまち 【都市基盤】 住みたい、住み続けたいまち 【産業振興】 豊かな自然を活かし、自然や人にやさしく力強い産業のまち 【行財政改革・市民参画】 世界にひらく市民が誇りをもてるまち



9 雪国で共に創るスポーツを通じた健康増進プロジェクト（地域再生計画）

【目 標】

市が地方創生として目指す将来像は、すべての市民が生涯にわたって自分らしくいきいきと活躍できるまちの実現に向けた、スポーツ・健康づくりの分野から進めるまちづくりです。

市内の様々なスポーツ施設を「総合型地域スポーツクラブ」の拡充によって大幅な利用促進を実現し、市民の幅広い世代におけるスポーツ人口の拡大とスポーツを身近に感じられる環境づくりの実現を目指します。これを加速させるため、これまでの市主導型から官民連携型への移行をさらに進め、スポーツ・保健分野のみならず、地域活性化や地域イノベーションの視点から企業や大学、地域間との連携を効果的に行い、目標実現に向かって事業を進めていきます。

また、全国有数の豪雪地帯である当市において市民の除雪作業は、市民生活や健康面で大きなリスクとなっています。本事業では、雪国の長年の課題である除雪作業をスポーツの視点から検証・分析し、民間企業との共同研究によって除雪作業の運動量をデジタルに可視化して、スマートフォンで測定できるアプリケーションプログラムを開発することを契機とした地域イノベーションの創出に向けた取り組みを行い、長年の雪国の課題解消に挑みます。

さらに、盆地や山間の広範囲に市街地や集落が点在する本市の地理的条件から、現在の地域の移動手段はほとんどが自動車ですが、本事業では健康づくりの取組みとともに、脱炭素社会の実現、交通分散率の向上といった環境面へ配慮した地域社会の実現を目指した取組を、市民生活における自転車の活用を推進する事業で展開します。

このようなスポーツ・健康づくりの取組みを、産官学連携や地域間連携など新たな視点から再検証し、市民が生涯にわたって自分らしくいきいきと活躍できるまちの実現に向けて事業を進めていきます。

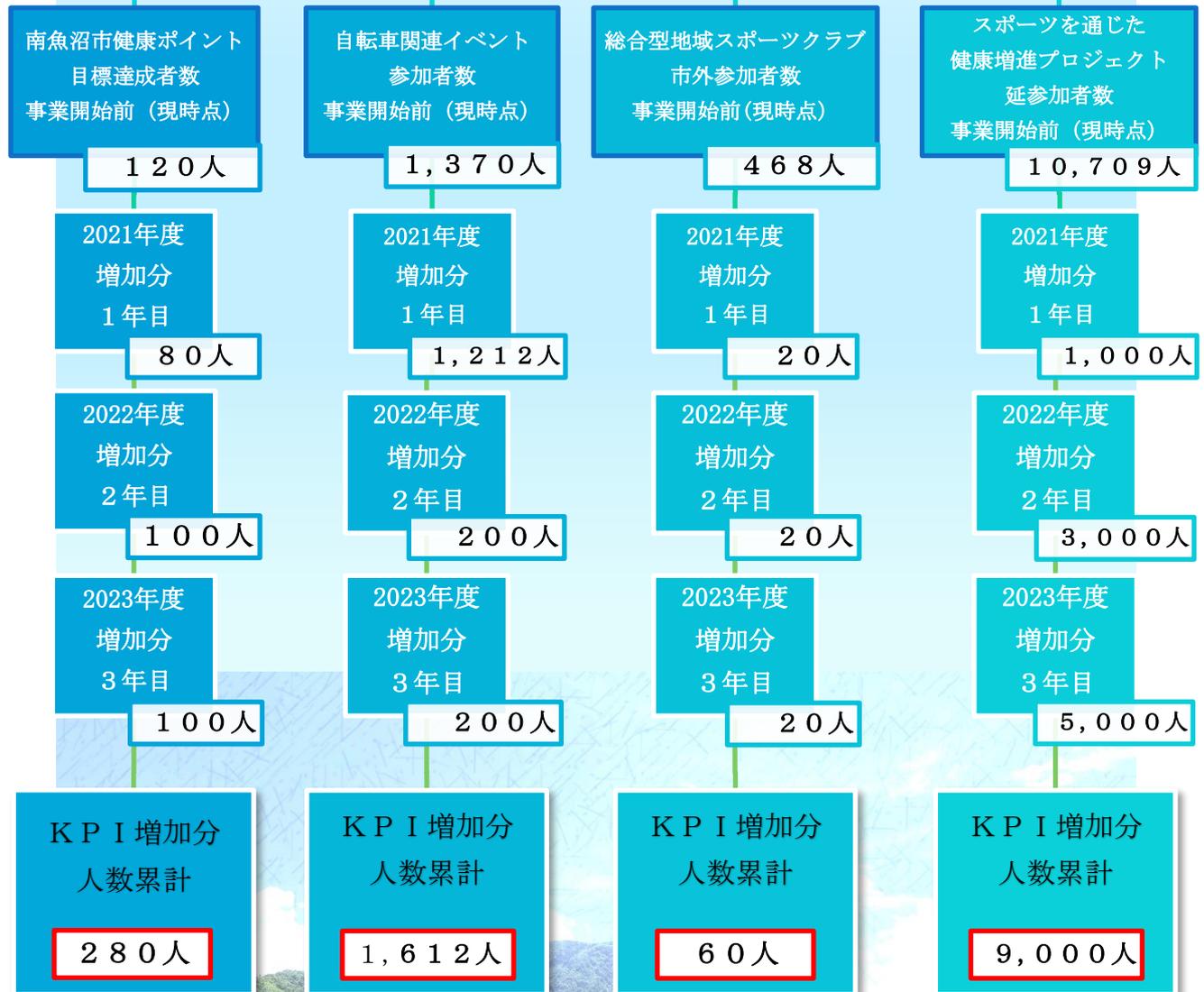
健康増進 プロジェクト



—環境面へ配慮した取組— 広域サイクリングルート 「南魚沼 Golden Cycle Route」



雪国で共に創るスポーツを通じた
健康増進プロジェクト(地域再生計画)
【数値目標 K P I】



10 SDG s に対する考え方

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、国際社会全体の普遍的な目標である2030年までの**持続可能な開発目標（SDG s : Sustainable Development Goals エスディージーズ）**が採択されました。

これを受けて、国は平成28（2016）年に「SDG s 実施指針」を決定した。この指針では、人口減少などの課題解決のためにSDG s を原動力とした地方創生を推進することが、地方自治体の役割として期待されています。

本市においても、地方創生の推進に向けて、本計画にSDG s の要素を反映して分野横断的に取り組むとともに、SDG s を介した官民連携による地域課題の解決を一層推進させる必要があります。



【スポーツと持続可能な開発（SDGs）】

スポーツ庁は、スポーツ基本法の理念である「スポーツを通じて『国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む』ことができる社会の実現」を目指しており、このSDGsの達成にスポーツで貢献していくこととしております。

基本方針にあてはめて考えられる事例として、「国際連合広報センター」がウェブサイトに掲載している内容を参考にすると、以下のものがあります。

基本方針1 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進



目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

運動とスポーツは、アクティブなライフスタイルや精神的な安寧の重要な要素です。生涯にわたって誰もがスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らし続けられるような環境を整備します。

基本方針2 スポーツ環境の整備・充実・利用



目標11：都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

気軽に利用できるスポーツ施設やサービスは、他の方面での施策で包摂的かつ強靱な都市と居住の模範例にもなりえるため、学校体育施設及び社会体育施設の整備を進め、利用促進を図ります。

基本方針3 子ども（幼保・小・中）のスポーツ機会の充実



目標4：すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

スポーツを中心とするプログラムは、初等・中等教育以後の学習機会や、職場や社会生活でも応用できるスキルの取得に向けた基盤にもなりえます。スポーツに親しむことを習慣づけ、運動に苦手意識を持たせることなく、スポーツの楽しさを広めます。

基本方針4 競技スポーツの推進



目標8：すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワークを推進する

スポーツはより幅広いコミュニティを動員し、スポーツ関連の経済活動を成長させる動機にもなります。子ども達に競技スポーツへの入口を示し、部活動の外部指導員の活用による指導者の資質向上とともにトップレベルの選手育成を推進します。

基本方針5 「ささえる」スポーツの推進

5 ジェンダー平等を
実現しよう



目標5：ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
スポーツを中心とする取り組みやプログラムが、ジェンダーの平等とその
実現に向けた規範や意識の変革を、スポーツとの関連で進めることもできます。
市民の意識が変わり（心のバリアフリー）、共生社会が実現されることを目指
します。

10 人や国の不平等
をなくそう



目標10：国内及び国家間の不平等を是正する

スポーツは、その人気と好意度の高さにより、手を差し伸べることが難しい
人々の不平等に取り組むのに適したツールといえます。障害者をはじめ配慮が
必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画できるよう環境整備（障害者
スポーツ指導者やボランティア育成など）を進めます。



南魚沼市でおこなわれているさまざまなスポーツ教室、大会、イベントの様子